

## 鹿屋体育大学アドミッションセンター規則

		平成15年	3月17日
		規則	第4号
改正	平成16年	4月1日	
	規則	第46号	
	平成19年	3月22日	
	規則	第26号	
	平成23年	2月7日	
	規則	第11号	
	平成30年	3月29日	
	規則	第30号	
	令和3年	2月1日	
	規則	第15号	
	令和3年	10月12日	
	規則	第51号	

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第35条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学アドミッションセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 センターは、本学における総合型選抜（SS）入試（以下「SS入試」という。）の企画・実施、入学者選抜方法等の調査研究、高大連携及び入学者選抜に係る企画・広報、入学時から卒業後までの追跡調査等の業務を専門的、有機的に行い、もって本学の教育研究の充実発展に資することを目的とする。

### (部門及び業務)

第3条 センターの目的を達成するため、次に掲げる部門を置く。

- (1) SS入試検討部門
  - (2) 入試改善調査部門
  - (3) 企画広報部門
- 2 SS入試検討部門においては、次に掲げる業務を行う。
- (1) SS入試の具体的な実施方法の検討
  - (2) SS入試の実施に関する企画
  - (3) その他SS入試の実施に関する事項
- 3 入試改善調査部門においては、次に掲げる業務を行う。
- (1) 入学者選抜試験の成績、入学前の成績及び入学後の成績等の調査研究
  - (2) 卒業生の追跡調査
  - (3) その他入学者選抜の改善に係る調査研究に関する事項
- 4 企画広報部門においては、次に掲げる業務を行う。
- (1) 入学者選抜に係る情報の収集及び提供
  - (2) 大学説明会、進学ガイダンス等入学者選抜に係る広報に関する事項
  - (3) 高大連携に関する企画

(4) その他入学者選抜に係る企画・広報に関する事項

(組織)

第4条 センターにセンター長を置く。

2 センターに次の職員を置くことができる。

(1) 教授、准教授、講師又は助教

(2) その他学長が必要と認める者

3 センター長は、本学の教授又は准教授をもって充てる。

4 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

6 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

7 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

8 センターに、センターの運営に関する具体的事項を協議するため、第1項及び第2項の職員で構成するセンター会議を置く。

(委員会)

第5条 センターの運営に関する重要事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則(平成16年規則第12号)第3条に定める入試委員会において審議する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、教務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 鹿屋体育大学アドミッションセンター設置要項(平成14年6月20日教授会決定)は、廃止する。

附 則(平16.4.1規則第46号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平19.3.22規則第26号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平23.2.7規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平30.3.29規則第30号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令3.2.1規則第15号)

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則(令3.10.12規則第51号)

この規則は、令和3年10月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。